

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求人者が採用した求職者が、入社日から3ヶ月以内に求人者の自己都合による退職、過失等による懲戒解雇となった場合、当社は求人者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還します。

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の50%
- ・入社後3ヶ月未満に退職した場合 紹介手数料の30%

但し、求職者の責によらない解雇、求人者に起因する退職、求職者の死亡、天災事変等不足の事態、その他の免責が相当と推測される事由の場合、派遣期間を経ってから直接雇用に切り替えた場合には本制度は適用されません。

有料職業紹介事業許可番号／40－ユ－301117

事業所の名称／株式会社クオリティー

所在地／福岡県北九州市小倉北区堺町 2-1-1-8F